

(十一月十八日 晴)

○一御手附山田吉左衛門同道、おろしや人荷揚梅ヶ荷上げ為検使罷越、前日五つ時過と申来候処、案内四つ時過に参候。「挟箱為持、四つ供弁当持参候。」

○一案内後御役所へ出勤、山田吉左衛門一同、豊後守殿・因幡守殿に懸御目、直に梅ヶ崎へ罷越候。検視場は二の門内船頭小屋に有之、尤荷上の節は土間に腰掛、毛氈敷、腰かけ罷在候。

○一舟七艘荷揚げ有之。「水門かぶき取、見隠し堀も取候て、大鏡箱のまゝ式つ蔵へ入申候。壺間余に式間斗も有之薦包。」

〔通事石橋助左衛門代合申候。〕

○一使節へ通事名村太吉郎引合、名乗申候。

○一松平肥前守家来石橋寛左衛門対談引取申候。

○一使節部屋へ参り、椅子に腰かけ、刀は椅子の後口に置。

一暮六つ時前相済、別段申上も無之節は直に引取候様、山田吉左衛門申之候に付、立山へ立寄不申相帰り申候。

十一月十九日 晴 暖気如春 夜雨 直二郎

一例刻伊左衛門・直次郎・林右衛門出勤。

一民右衛門、南瀬崎天草御蔵調出役。喜弥太、浦上村郷蔵出役。

○一善五郎、おろしや荷物本船出役。〔山田吉左衛門同道。〕

一高木作右衛門差出候御高入書付、呈書方松崎仲助へ渡す。〔写帳

に 置附と札有之は、奉行衆被仰遣之置附被成候由、林右衛門申

聞候間、御手元へ上げ置。〕

○一昨十八日高嶋四郎兵衛より左のケ条書を以、梅ヶ崎上陸場所追

取繕ひ、おろしや人共願候旨申立候に付、申上候処、左の通御差

函有之、其段同人へ申達ス。

一使節のもの并小役人もの手洗場の事

〔是は御聞置有之。〕